



令和4年2月2日
大臣官房広報課

より良い暮らしのために、あなたの「声」をお聴かせください!!

～令和4年度「国土交通行政インターネットモニター」の募集について～

国土交通省では、今後のより良い行政運営に当たっての参考とさせていただくため、国民の皆さまの命と暮らしに直結する社会資本整備や、観光、物流政策など、幅広い分野を所掌する国土交通行政に関するwebアンケート調査等を平成16年度から実施しています。

令和4年度においても、当該アンケート等にご協力いただける「国土交通行政インターネットモニター」を下記のとおり募集いたしますので、是非ともこの機会を通じ、皆さまの声をお聴かせください。

応募資格に該当する方であれば、どなたでもご応募可能ですので、お気軽にご応募ください。

1. **募集者数** 全国で1,000名程度
2. **募集期間** 令和4年2月4日（金）～3月6日（日）
3. **応募方法** 募集期間中に、「国土交通行政インターネットモニターホームページ」の応募フォームからご応募ください。

URL：<https://www.monitor.mlit.go.jp/>

4. 応募資格

日本国内に居住する20歳以上(令和4年4月1日現在)の方で、インターネットを利用できる方。ただし、国会・地方議会の議員、国土交通行政に従事する常勤の公務員、国土交通省所管の独立行政法人等の役職員及びその同居の親族は除く。

5. モニターの仕事

- ・インターネットモニターホームページに提示する「アンケート調査」に回答
- ・国土交通行政に対するご意見・ご要望がある場合は、「随時意見」を提出 等

※詳細は、別添「募集要領」をご参照ください。

発表記者クラブ
竹芝記者クラブ、横浜海事記者クラブ、神奈川建設記者会、関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）、物流専門紙、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者会、都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、長野市政記者クラブ、長野市政記者会、長野県庁会見場
問い合わせ先
国土交通省大臣官房広報課 課長補佐 小原（内線21-572） 広聴係長 渡邊（内線21-574） 代 表 03-5253-8111 直 通 03-5253-8187 FAX 03-5253-1526
国土交通省関東地方整備局 総務課 企画係長 山本（内線2388） 代 表 048-601-3151 直 通 048-600-1324

令和4年度「国土交通行政インターネットモニター」募集要領

国土交通省は、令和4年度「国土交通行政インターネットモニター」を下記のとおり募集します。

記

1. 募集者数

全国で1,000名程度

2. 募集期間

令和4年2月4日（金）から令和4年3月6日（日）まで

3. 応募方法

①国土交通行政インターネットモニターホームページ（<https://www.monitor.mlit.go.jp/>）にアクセスして、「モニター新規応募」をクリックしてください。

②「応募申込フォーム」に氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、応募の抱負など必要事項を入力の上、3月6日（日）までに応募（送信）してください。

※ 応募は1人1回に限らせていただきます。（複数回の応募は無効になります。）

4. 応募資格

日本国内に居住する20歳以上（令和4年4月1日現在）の方で、インターネットを利用できる方とします。

（ただし、次の①～④に掲げる方は除きます。）

- ① 国会議員及び地方議会の議員
- ② 国土交通行政に従事する常勤の国家公務員及び地方公務員
- ③ 国土交通省所管の独立行政法人、特殊法人及び地方共同法人の役職員
- ④ 上記①～③に掲げる方の同居の親族

5. モニターの選考・委嘱

(1) 選考結果は、令和4年4月中下旬～5月上旬（予定）に内定者に直接メールでお知らせいたします。なお、選考に漏れた方にはお知らせいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(2) モニターの委嘱は「（別表1）モニターとしてお守りいただく事項」に同意し、承諾書を提出された方に委嘱通知を交付して行います。

委嘱期間は、委嘱の日から令和5年3月31日までです。

(3) モニターは、お住まいの地域を管轄するブロック（別表2）に所属します。

委嘱後にブロック外に転居された場合は、引き続き転居前のブロックの所属としてモニター活動を行っていただくことになります。

6. モニターの仕事

モニターにはインターネットを通じて、次のことを行っていただきます。

① 国土交通省が提示する「アンケート調査」に対して回答していただきます。（国土交通省が提示する「課題（記述式）」についてご意見を提出いただく場合があります。）

※頂いた回答等については、全体の傾向などを整理して公表させていただきます。その際、主要な意見を個人が特定できない属性とともに付記する可能性がございます。

② 上記①以外に、国土交通行政に関するご意見・ご要望を「随時意見」として提出していただくことができます。

③ モニター活動の充実のため、SNSのアカウントをお持ちの方は、国土交通省の発信するツイッター・フェイスブック等のSNSをフォローしていただきます。

7. モニターへの謝金

モニターに対して、すべてのアンケート調査等が終了した後、回答の実績に応じて年間4,000円(予定)を上限に謝金をお支払いします。ただし、随時意見及び謝金対象外と示しているアンケートについては謝金の対象に含みません。また、謝金支払は銀行口座への振込のみでの支払いとさせていただきますのでご了承下さい。

8. 個人情報の取り扱い

国土交通行政インターネットモニターへの応募やモニターとしての活動を通じてご提供いただいた個人情報については、国土交通行政インターネットモニター制度に必要な範囲内でのみ利用します。また、その管理や利用にあたっては、個人情報の保護に関する法律に従い、取り扱いには細心の注意を払います。

9. お問い合わせ先

国土交通行政インターネットモニターについてのお問い合わせは、国土交通省大臣官房広報課広報係(03-5253-8111(代表)21574(内線) E-mail: hgt-monitor-kocho@gxb.mlit.go.jp)までご照会ください。皆様からのご応募を心よりお待ちしております。

(別表1)「モニターとしてお守りいただく事項」

1. 「モニター心得」として次のことをお守りください。

- ① 資格の除外事項に該当した場合や承諾書の内容に異動があった場合は速やかに届け出ること。
- ② 自己のID及びこれに対応するパスワードを他のモニター又は第三者に通知しないこと。
- ③ 他のモニターのID及びこれに対応するパスワードを使用しないこと。
- ④ 上記②、③に違反したことにより他のモニター又は第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑤ 他のモニターが上記②、③に違反したことにより損害を被った場合には、当該モニターに対して直接その旨を通知するとともに、その結果紛争が生じた場合には自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑥ 上記①～⑤に違反したことにより国に損害を与えた場合には、自己の責任と費用をもって損害を賠償すること。

2. 上記1に違反した場合及びその他の事由によりモニターとして引き続き委嘱することが適当でないと認めた場合は、委嘱を取り消されることがあります。

(別表2)「ブロック区分」

ブロック	対象地域(都道府県)
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	新潟県、富山県、石川県
中部	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県